

第11次鳥獣保護事業計画（案）についての意見

（財）日本熊森協会群馬県支部

群馬県環境森林部自然環境課・野生動物係の皆さま、事業計画（案）作成大変ご苦労さまでした。日々の環境保護に携わる御苦勞、常々感謝を申し上げます。

この度の事業計画（案）につきまして意見をのべさせていただきます。

1. 鳥獣達に関わる自然環境について

地球上に生存する生物は3000万種と言われ、人知の及ばない生物たち多種多様が密かに、静かにあらゆる場所で生き、各々の役割を果たしております。しかしながら人類という動物が猿から進化し、生態系の頂点に上り詰めて以降、自然を自らのみの生存のために改変してまいりました。その結果、地球は汚染され、多くの生物を絶滅させてまいりました。学説にもよりますが、一日に200種が絶滅しているのではないかとされておりまして。これらの原因のほとんどは人間の生存活動によるものであります。言うまでもありませんが、人間も動物の一種であり、自然からの恩恵を受けて生きられることを改めて認識すべきであり、自然構成の微妙なバランスを保つための鳥獣保護に関わる事業計画作成は大変重要な事柄であり、貴職の役割は大変重要であります。

まして、鳥獣達は自然からの恵みに依拠して日々生きているのであり、自ら食料を生産する能力を持たない鳥獣達は日々自然生態系から食料を求め、各々が生存可能な場所で生きているのであります。食料・生存場所を確保することができない場合は、鳥獣達にとっては種の絶滅を意味する問題であります。

しかしながら、英知を持つに至った人間は自己の都合に良いように自然の改変を続けてまいりました。日本では明治以降、特に第二次世界大戦以降、荒廃した山々に拡大造林政策で天然林を伐採し、スギ・ヒノキの人工林に改変してまいりました。また近年、人口の都市集中と農林漁村の過疎化は、その地域の限界集落化・高齢化を促進し、国土・県土の均衡ある発展を阻害する要因になっております。その結果手入れのできない人工林を始めとして里山の荒廃が進み、その地域の文化・伝統さえもが崩壊の危機に直面しております。

1987年に成立した第四次全国総合開発計画と総合保養地整備法（リゾート法）はそれらを極度に促進させてしまいました。リゾート法は国内の自然を大規模に改変させ、そこに生きる鳥獣達の生存に必要な森林を大規模に破壊し、生存区域を減少・分断してまいりました。

近年、動物達と人間の軋轢は人身被害、農林業被害として現出し、その被害は増価傾向にあります。農業・林業を営む人々は廃業しなければならない危機に陥っております。農業・林業・漁業を守り、再生させることは人間の生存に関する最重大事でありまして。まして食料自給率35%の県内においては更に重大事であることを県政に関わる皆さまは強く認識し、政策に反映する重大な使命を担っておると考えております。

2. 鳥獣保護事業計画（案）について

1) 鳥獣側からの視点

鳥獣達が食料を得、生活場所である森林は、人間により大規模に改変され、人間のみの

利益のために利用されてきました。山岳道路、ホテル・ゴルフ場・スキー場等の観光施設や公的施設等々により鳥獣達の生存場所は減少し、分断されてしまいました。近年の動物達の里への出没は人間による森林の環境劣化、土壌劣化による結果と考えられ、動物達が「俺たち山には住めないからに」と教えていると考えるべきであります。これは自然からの人間への警鐘であると考えられます。人間による森林破壊や生活領域の拡大は、森林内で静かに生活している鳥獣達から見れば、大変迷惑な事であり、このことこそ「人間こそが有害獣である」と考えているといっても考えすぎではないと思います。

過去に人間の都合により森の中での大型肉食獣であるオオカミを絶滅させました。これにより生態系の食物連鎖は切断され、近年のシカの増加の一因とも言われております。

山でも里でも都市でも昆虫が減少し、それらを餌とする鳥類の姿を見ることも少なくなり、道路はもちろん住宅の敷地等はコンクリートやアスファルトで舗装され、小河川は暗渠となり、小魚類は全く姿を見ることもなくなりました。小川で魚取りに戯れる子供たちの姿を見ることは無くなってしまいました。環境は生態系の微妙なバランスの上で構成されているのであり、人間のみの勝手な理論で鳥獣達を有害獣として殺害することは、食物連鎖の頂点にいる人間の将来のためにも有益ではありません。政策を司る御担当の皆さまの深慮深い計画書の作成に期待をしております。

2) 鳥獣保護計画書は捕獲殺害計画でなく、本来の保護計画を作成して下さい

近年の人間と動物の軋轢増加で農林漁業者が被害を受けていることは誠に残念であり、業として成り立つ事を今こそ真剣に考える時に来ております。第一次産業は人間が人間として将来に亘り生きてゆく根本の産業であります。それを軽視した政策が行われていることは大変残念であります。

人間や鳥獣達の生存を保障するのは森林であることは常に不変です。二酸化炭素を固定し、酸素を供給し、水源を涵養し、土砂災害を防止する等々は森林にしかできません。いくら科学技術が発展したとしても自然の構成要素に依拠し、その恩恵に浴するしか生きる術はありません。

農林漁業被害を軽減し、人間との軋轢を無くすには捕獲殺害によるのではなく、森林を生存場所にする鳥獣達のために、彼らが帰れる森林を豊かに再生することが最も大事です。

3) 保護事業計画書（案）作成に当たりを意見も述べさせていただきます。

第一 計画期間

生息数について期間をかけて調査することは一定の効果が見込まれるものと思われませんが、実際には正確な生息数の把握は先に述べたように困難であり、森林を保全再生及び棲み分け・食い分け等の研究・調査に力や費用を注ぐべきではないでしょうか。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

大沢知事も知事選の期間に、公約として生物多様性の大切さに言及されております。森林に生き、臆病なツキノワグマは「森林のアンブレラ種」と言われ、ツキノワグマが生きられる森林は、豊かであらゆる動物の生存が保障される生物多様性の宝庫であります。特に森林生態系の頂点に位置するツキノワグマは平成10年の県内での推定生息数は600頭であると言われておりましたが、それ以降今年度までに推定生息数

以上を捕殺殺害が行われているのが現状であります。

昨年秋にみなかみ地区及び沼田地区の森林を調査した際に、熊柵が前年に比較して減少しているのを確認、又、地上にどんぐりが多数落ちておりましたが食べた痕跡がありませんでした。大変な危機感を感じております。

緊急に「ツキノワグマ」を絶滅危惧種に指定し、保護政策を策定推進して下さい。

鼻曲山地区での保護区で膨大な面積が減少することになっておりますが、極力指定解除面積を少なくする努力を行って頂きますよう、お願い致します。

県内での休猟区の指定がありませんが、指定条件を設定して柔軟に対応できるように項目を追加して頂きたい。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

先にも記述しましたが、「森のアンブレラ種」であるツキノワグマにつきましては絶滅危惧種指定をお願い致しましたが、この度の事業計画期間が5年間と長期間に及ぶため、その指定が受けられない場合には、原則狩猟禁止及び放獣指定を行って頂くようお願い致します。

第四 鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

「森のアンブレラ種」であるツキノワグマにつきましては絶滅危惧種指定、狩猟禁止原則放獣をお願いしました。されに捕獲許可権者は知事となっておりますが、この場合には県出先機関でなく、本庁として頂くようお願い致します。

計画書（案）にも放獣体制の整備に努めるとの記載がありますが、限られた御担当の方々には危険が伴うため、より多くの放獣組織の体制づくりのために民間の力も活用されるよう検討して頂きたいと考えております。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

法第7条に基づく特定鳥獣保護計画（適正管理計画）策定に当たっては、人為的な個体数管理は自然の摂理に根本的に反するものであり、日本国民の人口の増減さえ適切に運営できない人間が、森林に生息する鳥獣の個体数を適切に管理することは不可能であると考えられます。要は、鳥獣による農林業被害を減少させるためには、過去に人間が行ってまいりました、広葉樹林の伐採、拡大造林政策による人工樹林化、過度な開発等による森林破壊等々により減少した鳥獣の生息域を回復させることが最も重要なことと考えるべきであります。

鳥獣に関わる政策は、自然環境課の野生動物係のみで作成するのではなく、森林再生を含む環境森林部総体及び第一次産業に関わる他の部局も含めて作成されるべきではないでしょうか。森林を担当する林政を抜きにして作成すると、結局保護で無く捕獲殺害に帰結することにならざるを得ないのではないのでしょうか。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

度々同様な事を述べますが、この保護事業計画は人間と鳥獣との軋轢を減少させるために策定したとはいえ、鳥獣を有害獣として捕獲殺害する計画であり、これは対処

療法と考えざるを得ず、鳥獣が絶滅の危機に陥れるまで続けなくてはならない計画であります。何度も申し上げますが、鳥獣の生活圏を破壊し続けているのは人間側であり、森林を再生し鳥獣が棲める環境整備を行う計画にするべきではないでしょうか。

第九 その他

クマを始めとする鳥獣たちは、子供たちのアイドルです。しかしながら、環境教育の不足からクマやイノシシを見ると恐怖心を持ち、その親たちは行政に対し子供たちの安全確保のため捕獲を申請するのが現状であると思われれます。幼少時より環境に親しむ機会を両親をも含め増やすと共に、山に入り自然の偉大さ、大切さを体験させて頂くことが最も重要であると考えております。

また、近年の登山ブームにより、鳥獣達が生存する領域に入るにも関わらず、鈴やラジオ等の音の出るものも持たず、安易に山に入り鳥獣と遭遇し、負傷する事件が増加しております。その結果は鳥獣側が人間を襲ったとの報道となり、鳥獣は有害獣として一方的に殺害されてしまいます。これらは人間側の不注意によるもので被害者は鳥獣であると考えられます。登山者が負傷しないように日頃の教育と入山時に注意を促す掲示等を設置することも考慮方お願い致します。

最後になります

本鳥獣保護事業計画書（案）策定御苦労さまでした。御担当の皆様の日々の御努力が滲み出た計画書（案）であると衷心より感じました。本当に御苦労さまでした。多々意見・考え方を述べさせて頂きましたが、計画書（案）への理解が行き届かずご迷惑をお掛けする箇所が有るかと思存じます。更に言葉不足が多々あると思存しますが、その節はご容赦頂きたくお願い申し上げます。

（財）日本熊森協会群馬県支部は県土の森林を守り、動物達による農林業被害を少しでも軽減し、動物達が帰れる森復元を願い、次世代、次々世代に豊かな森と豊かな生態系を残すために活動を進めております一ボランティア組織ではあります。

県内で進む樹木枯れに対しましても、再生活動を進め成果を得つつあります。昨年秋、林野庁も我々が成果を得つつある方法で試験的ではありますが、福島県で国有林内のナラ枯れ対策を進めて頂いております。

樹木の再生が進めば、動物達と人間の軋轢は減少するものと確信しております。

我々組織も県土の森林保全再生等々に尽力致しますので、是非共意を汲んで頂き、協力をさせて頂く事を願っております。

以 上